

(別紙第2)
主な審判以外の裁判に対する即時抗告一覧

事項	即時抗告申立権者	根拠条文(※1)	備考
管轄に属しない事件の移送の裁判	当事者、利害関係参加人	法9 III, 246 IV	
管轄に属する事件の裁定移送の裁判	当事者、利害関係参加人	法9 III, 246 IV	
管轄に属しない事件の移送の申立ての却下	移送を申立てた者	法9 III, 246 II	
除斥の申立ての却下	除斥を申立てた者	法12 IX	
忌避の申立ての却下	忌避を申立てた者	法12 IX	
特別代理人選任の申立ての却下	特別代理人選任を申立てた者	法19 V	
法定代理人等の費用償還の裁判	償還義務者、償還権利者	法31 I, 民訴 法69 III	
救助を与える決定	受救助者の相手方	法32 II, 民訴 法86	裁判H16.7.13により 可能
救助申立の却下	救助を申立てた者	法32 II, 民訴 法86	
手続の承認に対し猶予費用の支払を命じる決定	承認人	法32 II, 民訴 法86	
救助の取消決定および猶予費用の支払いを命じる決定	受救助者	法32 II, 民訴 法86	
救助の取消しの申立てを却下する決定	救助の取消しの申立てをした利害関係人	法32 II, 民訴 法86	
裁判所登記官の処分に対する異議の申立てに関する裁判	異議を申立てた者	法37 II	
当事者参加の申出の却下	当事者参加の申出をした者	法41 IV, 25 8 I	手数料は、以下のと おり(※2) ・申立て手数料の 1.5倍(申立人と して参加する場合) ・1,000円(それ以外 の場合)
(審判を受ける者となるべき者による)利害関 係参加の申出の却下	利害関係参加の申出をした者	法42 VI, 25 8 I	
排除の裁判	排除された者	法43 II, 25 8 I	
法令により手続を統行する資格のある者による 受取の申立ての却下	受取を申立てた者	法44 II, 25 8 I	
当事者からの、家事審判事件の記録の閲覧若し くは複写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は 家事審判事件に関する申項の証明書の交付、錄 音テープ又はビデオテープ複製の許可の申立て の却下	許可を申立てた者	法47 VIII, 25 4 VI	
法47条9項の規定による裁判(法47条8項の規定 による即時抗告を不当遅延的と認めて原審却 下する裁判)	法47条8項の規定による即時抗告を申立てた者	法47 X	
申立書却下命令(記載事項に不備があり、申立人 が不備を補正しない場合)	申立人	法49 VI, 20 1 VI, 242 III, 255 IV	
証人の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64 I, 25 8 I, 民訴法1 9.2 II	
証人の証言拒絶についての裁判	当事者、証人	法64 I, 25 8 I, 民訴法1 9.9 II	
証人の証言拒絶を理由がないとする裁判が確定 した後の証人の正当な理由のない証言拒絶に対 する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64 I, 25 8 I, 民訴法2 19.2 II	

事項	即時抗告申立権者	相続条文(※1)	備考
証人の宣誓拒絶についての裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 01V, 199 II	
証人の宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後の証人の正当な理由のない宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 01V, 192 II	
宣誓をした当事者の虚偽の陳述に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 09II	
鑑定人(鑑定の嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の忌避を理由がないとする裁判	忌避の申立てをした者	法64I, 25 8I, 民訴法2 14IV(21 8)	
鑑定人(鑑定の嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の鑑定拒絶についての裁判	当事者, 鑑定人	法64I, 25 8I, 民訴法2 16(21 8), 199II	
鑑定人の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 16, 192II	
鑑定人の宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 16, 192II	
鑑定人(鑑定の嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後の鑑定人(鑑定の嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の正当な理由のない鑑定拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 16(21 8), 192II	
文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令の申立てを却下する裁判	文書提出命令の申立てをした者	法64I, 25 8I, 民訴法2 23V(23 1)	
文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令の申立てを認容する裁判	提出を命じられた所持者	法64I, 25 8I, 民訴法2 23V(23 1)	
第三者が文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 25II(23 1)	
筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てを却下する裁判	筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てをした者	法64I, 25 8I, 民訴法2 29II, 223 VII	
筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てを認容する裁判	提出を命じられた所持者	法64I, 25 8I, 民訴法2 29II, 223 VII	
第三者が筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 29VI	
文書(文書に準ずる物件を含む。)の成立の真正を争った者に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 30II(23 1)	
検証物提示命令・検証受忍命令の申立てを却下する裁判	検証物提示命令・検証受忍命令の申立てをした者	法64I, 25 8I, 民訴法2 32I, 223 VII	
検証物提示命令・検証受忍命令の申立てを認容する裁判	提示・受忍を命じられた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 32I, 223 VII	
第三者が検証物提示命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 25 8I, 民訴法2 32III	
当事者の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 25 8I, 民訴法1 92II	
当事者の宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 25 8I, 民訴法2 09II	
当事者の陳述拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 25 8I, 民訴法2 09II	
申立書却下命令(相手方(推定相続人廃除の審判事件における廃除を求められた推定相続人を含む。)への申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合)	申立人	法67II(18 8IV), 256 II, 49VI	

事項	即時抗告申立権者	根拠条文(※1)	備考
申立書却下命令（相手方（推定相続人廃除の審判事件における廃除を求められた推定相続人を含む。）への申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を命じたが、予納がない場合）	申立人	法67Ⅳ(188Ⅳ), 256Ⅱ	
更正決定（審判以外の裁判に対する更正決定を含む。）	更正後の裁判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者	法77Ⅲ(811), 258Ⅰ	※審判に対し適法な即時抗告があったときは、することはできない。
更正決定（審判以外の裁判に対する更正決定を含む。）の申立てを不適法として却下する裁判	更正決定を申立てた者	法77Ⅳ(811), 258Ⅰ	※審判に対し適法な即時抗告があったときは、することはできない。
受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議の申立てについての裁判	異議を申立てた者	法100Ⅱ	
再審の申立てを棄却する裁判	原審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者	法103Ⅴ	
遺産の換価を命ずる裁判（相続財産の換価を命ずる裁判）	相続人（相続財産の換価を命ずる裁判においては相続財産の管理人）	法194Ⅳ, 207	
調停調書の更正決定	当事者	法269Ⅲ	
調停調書の更正決定の申立てを不適法として却下する決定	更正決定を申立てた者	法269Ⅳ	

※1 「法」は民事法、「民訴法」は民事訴訟法である。

※2 ※2を付した項以外の手数料は1000円である。